

総務大臣表彰

(各種統計調査功労)

彼島辰弥氏

平成17年度埼玉県統計功労者表彰式において、彼島辰弥氏(国神6区)が総務大臣表彰を受賞

されました。彼島氏は、昭和50年から31年間にわたり、工業統計調査、商業統計調査をはじめとする数多くの統計調査を率先して務められ、現在も町の模範調査員として活躍いただいております。

行政諸施策の基礎となる統計調査の円滑な実施に尽力され、広く地域社会の発展に貢献された功績が認められ、このたびの受賞となりました。

町営バス運行業務を委託しました

4月1日から町営バスの運行業務(バスの運転と車両の管理)を有限会社新井運輸に委託しました。

運行ダイヤとバス料金などは変わりません。定期券の販売も引き続き役場企画課で取り扱います。

問合せ 企画課開発・バス係 ☎62-1230 内線231



▲金沢線(浦山のカタクリ)

◀日野沢線(秩父華厳の滝)

環境にやさしいバスでお出かけください

国民年金

『保険料が変わりました』

平成16年度の年金制度改正で、少子高齢化により保険料が際限なく上昇することがないよう計画的に保険料を引き上げ、平成29年度から金額を固定し、その範囲内で年金の給付をまかなうこととなりました。

今年度の保険料額は左記のとおりです。納付には、割引のある前納制度(納付書による現金納付、口座振替)をぜひご利用ください。

学生の皆さん

ご存じですか?

『学生納付特例制度』



【学生納付特例制度とは】

20歳以上のかたは必ず加入していただくのが国民年金ですが、「学生なので収入がなく、国民年金保険料を払うのが難しい」というかたのために、社会に出てから後払いできる制度です。

【対象となるかた】

各種学校で1年以上の課程に在籍しているかたです。
※前年所得による制限がありません。対象外の学校(海外の大学など)があります。

【承認期間】

4月から翌年の3月です。申請が遅れた場合でも4月までさかのぼることができません。申請は毎年度必要です。

承認されると?

10年間まで納付が猶予され、その期間内であればさかのぼって納付(追納)することができ(通常は2年以内)

また、猶予を受けた期間も障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。届け出をせず保険料を未納のままにすると、けがや病気による障害や死亡といった不測の事態に保障が受けられません。

【届け出に必要なもの】

学生証や在学証明書または修業年限が1年以上の課程であることを証明するもの(写し可)

◆ご注意ください

納付猶予期間は受給資格期間(最低25年以上)には算入されませんが、追納しないと年金受給額には反映されません。追納する保険料には、経過した期間に応じて加算額が上乘せられます。経過期間が長いほど加算額が高くなります。

【問合せ】

秩父社会保険事務所

☎22-4425

住民福祉課国保年金係

☎62-1230 内線102

平成18年度保険料額
月額13,860円
(前年度比+280円)

